

独立行政法人大学入試センター研究倫理規則

〔平成27年10月22日〕
規則第21号

改正 平成29年3月31日規則第4号

改正 平成31年4月30日規則第20号

改正 令和2年3月31日規則第116号

改正 令和4年3月31日規則第31号

独立行政法人大学入試センター研究倫理規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の研究者が、人を対象とする研究に関し、倫理的観点から必要な事項を定めることにより、研究が適正に実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「研究者」とは、センターにおいて研究を行う全ての者をいう。

2 この規則において「個人の情報等」とは、個人の能力、行動、環境、心身等に関する情報等をいう。

3 この規則において「人を対象とする研究」（以下「研究」という。）とは、人を対象とし、個人の情報等を収集して行うものをいう。

4 この規則において「研究対象者」とは、研究のため個人の情報等を提供し、研究対象となる者をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、研究を実施する場合は、個人の尊厳及び人権の尊重を重んじ、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等法令及び本規則等を遵守しなければならない。

2 研究者が、個人の情報等を収集する場合は、研究対象者に対して研究の目的、方法及び成果の公表方法等（以下「研究計画等」という。）について説明し、同意を得なければならない。

3 研究者は、個人の情報等を適切に管理するために必要な措置を講じなければならない。

4 研究者は、研究計画等について、理事長の承認を得なければならない。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、センターにおける研究の適正な実施に関する最終的な責任を負うものとする。

(研究倫理審査委員会)

第5条 センターに、研究に関し倫理的観点から審査するため、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 試験・研究統括官

二 試験・研究副統括官

三 研究開発部長

四 その他理事長が必要と認める者

3 前項第4号に掲げる委員のうち、外部委員の任期については、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

4 委員会に委員長を置き、試験・研究統括官をもって充てる。

5 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の責務)

第6条 委員会は、研究計画等がこの規則に適合しているか否かその他研究に関し倫理的観点から必要な事項について審査を行うものとする。

(申請に係る審査手続等)

第7条 研究者のうち、研究に係る業務を統括する者（以下「研究責任者」という。）は、研究を実施しようとする場合は、あらかじめ研究倫理審査申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、理事長に提出しなければならない。また、研究計画等を変更又は継続しようとするときも同様とする。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、研究計画等のこの規則への適合性等の審査を速やかに委員会に諮問するものとする。

3 委員会は、前項により理事長から諮問された申請書について、前条により審査し、判定を行うものとする。

4 委員は、自己の申請に係る審査に関与することはできない。

5 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

一 承認

二 条件付承認

三 変更の勧告

四 不承認

五 非該当

6 委員長は、審査結果を研究倫理申請審査結果報告書（様式第2号）により、理事長に報告するものとする。

(迅速審査)

第8条 委員会は、次の場合、委員長による審査（以下「迅速審査」という。）をもって、委員会の審査とすることができる。

一 研究計画等の軽微な変更の場合

二 共同研究であつて、既に主たる研究機関での倫理審査を受け承認された研究計画等の実施の場合

三 当該審査が緊急を要しかつ審査事例に基づいて審査結果が明確に推定できる場合

2 委員長は、迅速審査の結果を全ての委員に報告しなければならない。

(研究実施の可否の決定)

第9条 理事長は、第7条第6項の審査結果を踏まえて研究実施の可否を、研究倫理申請に係る決定通知書（様式第3号）により、研究責任者に通知するものとする。

(研究の検証)

第10条 委員会は、研究責任者から当該研究の進行中に報告を求め、調査を行うことができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項等があるときは、必要な指導又は勧告を行わなければならない。

(報告に係る審査手続等)

第11条 研究責任者は、研究が終了し、又は中止した場合は、速やかに研究(終了・中止)報告書(様式第4号)(以下「報告書」という。)を、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の報告書を受理したときは、実施された研究のこの規則への適合性等の審査を速やかに委員会に諮問するものとする。

3 委員会は、前項により理事長から諮問された報告書について、第6条により審査し、判定を行うものとする。

4 委員は、自己の報告に係る審査に関与することはできない。

5 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

- 一 承認
- 二 条件付承認
- 三 不承認
- 四 非該当

6 委員長は、審査結果を研究倫理報告審査結果報告書(様式第5号)により、理事長に報告するものとする。

(研究実施報告の承認の可否の決定)

第12条 理事長は、前条第6項の審査結果を踏まえて研究実施報告の承認の可否を、研究倫理報告に係る決定通知書(様式第6号)により、研究責任者に通知するものとする。

(再審査)

第13条 研究責任者は、審査結果に異議があるときは、研究倫理(申請・報告)再審査申請書(様式第7号)により、理事長に再審査を申請することができる。ただし、同一理由による再審査を繰り返し申請することはできない。

2 理事長は、前項の再審査の申請があった場合は、その趣旨、理由等を勘案し、委員会に審査を諮問することができる。

3 委員会は、前項により理事長から諮問された場合は、再審査し判定を行うものとする。

4 委員長は、再審査終了後速やかにその結果を研究倫理(申請・報告)再審査結果報告書(様式第8号)により、理事長に報告するものとする。

5 理事長は、前項の再審査結果を踏まえて研究実施、又は研究実施報告の承認の可否を、研究倫理(申請・報告)に係る再決定通知書(様式第9号)により、研究責任者に通知するものとする。

(研究成果の公表)

第14条 研究者は、研究成果を公表しようとする場合は、研究対象者の個人情報の保護のために必要な措置を講じた上で公表しなければならない。

(証明書等)

第15条 理事長は、研究者が研究成果の発表又は学術雑誌等に投稿する際に、倫理審査の証明書等の添付を必要とする場合は、これを発行することができる。

(守秘義務)

第16条 研究者及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第17条 この規則に関する庶務は、試験企画課が処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月31日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月30日)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。